平成26年度包括外部監査

監査のテーマ:市が出資する公益財団法人(8 法人)及び財政的援助を与えている公益社団法人(2 法人)の出納 その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について 第3 外部監査の結果 I 各論

Ⅱ-10. 公益社団法人千葉市シルバー人材センター及び高齢福祉課に係る外部監査の結果

監査の結果(指摘事項の概要)

3.業務委託等の状況について

職員の派遣事業への関与について【シルバー人材 センター】(報告書 P283)

シルバー人材センターは、県シルバー人材センター連合会が実施する一般労働者派遣事業に関し、派遣業務の一部を実施し、連合会は、シルバー人材センターに協力費を支払うことになっている。そして、連合会の職員としての給料や経費については、その協力費の中から支給することになっている。

シルバー人材センター職員が連合会職員を兼 務するのであれば、連合会が職員に対して直接給 与を支払わなければならず、協力費の中からシル バー人材センターが支給するという現在の協定書 は、連合会と職員との間の雇用契約関係において 根幹をなす給与の支払義務に違反するものと考え られる。

また、職員が連合会のための業務に時間を割く一方で、シルバー人材センターから職員に対する給与の支払金額は一定であることから、シルバー人材センターとしては、連合会から相応の協力費を得ることができなければ、シルバー人材センターにおける業務に対して支払う給与の実質的な上昇を招くことになる。

このような職員の任用と給与の支給に関係する 不合理で複雑な法律問題を解消するためにも、現 在の関係を改めて、連合会からシルバー人材セン ターへの業務委託とすることにより、当該職員が 当該派遣業務に従事する関係へと変更することを 検討されたい。

講じた措置

当該事業は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律及び同施行規則に基づき、県シルバー人材センター連合会と市シルバー人材センターとが一体となって実施するものである。

このことから、県シルバー人材センター連合会と市シルバー人材センター職員との間には、 雇用関係は存在しておらず、職員の任用と給与の支給に関する問題は生じていない。